

保育料の無償化 及び 認可外保育事業利用者利用料 補助金のご案内

企業主導型保育事業の利用者については、0～2歳児クラスの子供の非課税世帯及び3～5歳児クラスの子供を対象とした保育料の無償化（国制度）のほか、0～2歳児クラスを対象に、保育料の一部補助を行っています。

1. 補助の対象となる方

【A】 保育料の無償化（国制度）

（企業枠利用者の場合は①～③すべて、地域枠利用者の場合は①～④をすべて満たす方）

- ① 0～2歳児クラスの子供の非課税世帯の子供の保護者または3～5歳児クラスの子供の保護者
- ② 稲城市内に各月初日に住民票のある保護者
- ③ 各月初日に企業主導型保育事業を利用している子供の保護者
- ④ 「子どものための教育・保育給付認定」を受けている

【B】 認可外保育事業利用者利用料補助金

（企業枠利用者の場合は①～③すべて、地域枠利用者の場合は①～④をすべて満たす方）

- ① 0～2歳児クラスの子供の保護者
- ② 稲城市内に各月初日に住民票のある保護者
- ③ 各月初日に企業主導型保育事業を利用している子供の保護者
- ④ 「子どものための教育・保育給付認定」を受けている

【対象外】 ・ 3～5歳児クラスの子供の保護者

※ 市外及び都外の企業主導型を利用している子供の保護者で、企業枠の場合は①～③のすべて、地域枠の場合は①～④のすべてを満たす場合も、【B】の認可外保育事業利用者利用料補助金の補助対象となります。

2. 月額補助金額（※【B】に関して、通園送迎費、行事費その他実費に係る費用は対象外）

補助対象世帯			【A】 保育料の無償化 （国制度）※1	【B】 認可外保育事業利用者利用料補助金（予定）※2
補助基準額	0～2歳児クラス	課税世帯 ※4	第1子※3	60,000円
			第2子以降	
		非課税世帯	0歳児	37,100円
	1歳児		37,000円	
	2歳児			
	3～5歳児クラス		3歳	26,600円
		4歳	23,100円	
		5歳		

- ※1 無償化（国制度）の額は、国が定める標準的な利用料相当額で令和7年度現在の金額です。本来の保育料からこの補助額を控除した金額を、施設が利用者（＝保護者）に請求しますので、最新の保育料の額については、施設にお問い合わせください。
- ※2 保護者の負担する保育料が補助額に満たない場合は、保育料を上限として補助します。認可外保育事業利用者利用料補助金の補助金額は、令和8年度の予定額です。最終的には、実施の可否を含め予算の可決後に決定します。ご了承の上で申請願います。
- ※3 「第1子」「第2子以降」の適用について、補助対象の保護者と生計を一にする児童の中で、年齢が高い順に数えて該当となります。
- ※4 課税判定について、4月～8月利用分を前年度、9月～翌年3月利用分を当該年度の課税状況で行います。

3. 申請書類（市ウェブサイトからダウンロード可能）

【A】保育料の無償化（国制度）

	利用枠	申請書類	申請先
ア	従業員枠	施設への直接申請 （※市への手続きは不要）	施設
イ	地域枠	①申請書：「子どものための教育・保育給付認定2号・3号」を市に提出が必要。 ②保育を必要とすることが確認できる書類（父母分それぞれ必要） ＜例＞ 就労証明書 等	市役所 ※施設の利用開始前までに、「子どものための教育・保育給付認定2号・3号」を受ける必要があります。認定済かつ認定期間が継続中の場合であっても、現況確認のため、毎年4月に①②の提出も必要です。

【B】認可外保育事業利用者利用料補助金（※毎年度、申請が必要です。）

	利用枠	申請書類	申請先
ア	従業員枠	①申請書：「稲城市認可外保育事業利用者利用料補助金交付申請書」	市役所
イ	地域枠	①申請書：「稲城市認可外保育事業利用者利用料補助金交付申請書」 ②申請書：「子どものための教育・保育給付認定申請書」 ③保育を必要とすることが確認できる書類（父母それぞれ必要） ＜例＞ 就労証明書 等	市役所 ※施設の利用開始前までに、「子どものための教育・保育給付認定2号・3号」を受ける必要があります。認定済かつ認定期間が継続中の場合であっても、現況確認のため、毎年4月に①に加え、②③の提出も必要です。

上記ア・イの方で、0～2歳児クラスで令和7年及び令和8年1月1日時点で稲城市に住民票がない方は、次の書類の追加提出が必要です。

追加で必要な書類	発行先
令和7年度 及び 令和8年度課税証明書 ※令和8年度分の課税証明書については、令和8年1月1日時点で住民票のあった自治体にて発行次第（通常6月頃）、ご提出ください。	令和7年及び令和8年1月1日時点で住民票のあった自治体

4. 保育の必要性の認定申請（地域枠利用者のみ）

地域枠利用者で【B】認可外保育事業利用者利用料補助金の補助を受ける場合は、「子どものための教育・保育給付認定」を受けている必要があります、またその認定期間が有効である必要があります。

入所される方は、施設の利用開始前までに、下記の保育を必要とする事由に該当する書類と「子どものための教育・保育給付認定申請書」をご提出ください。

認定期間が終了した場合は、認定期間外の月の利用について補助を受けることができません。認定期間を継続させる場合は、下記の保育を必要とする事由に該当する書類と家庭状況変更届（市様式、市ウェブサイトからダウンロード可能）を認定期間終了月までにご提出ください。

保育を必要とする事由	必要書類	保育期間
就労（被雇用者） ※育休からの復職予定を含む。 【対象者】 正社員、派遣社員、 契約社員、パート等	就労証明書（稲城市様式） ※産休中・育児休業中で申請する場合は、 <u>入所月中に復職することを条件として</u> 申込み可 ※2か所以上の職場で就労の場合は、①それぞれの職場の就労証明書 ②スケジュール表が必要です。	小学校就学前までの期間
就労内定	就労証明書 （自営業等の方は、下段「就労（自営業等）」の②・③の書類も必要です。） ※就労開始後に、再度就労証明書を提出してください。内定から就労開始になった場合の証明日は、就労開始日以降の日付のみ有効です。	
就労（自営業等） 【対象者】 自営業、 親族経営の従業員、 業務委託受注者、 フリーランス、 会社役員等	①就労証明書（稲城市様式に経営者・中心者等が記入してください。） ②スケジュール表 ③自営実績書類（法人の場合・自宅以外の場所に事業所を構えている場合・祖父母は、提出不要） ① 確定申告書 （事業を実施している直近年のもの） ② 直近3か月の収入が分かる書類 （通帳の写し等） ③ 営業許可証（開業届） ※ (1)～(3)のいずれかの写しを提出してください。勤務実態調査のために、後日追加で資料の提出を求められる場合があります。	
出産	母子手帳のコピー（①父母氏名 ②分娩予定日の記載があるページ） ※①・②は、稲城市母子手帳のP1・4に記載されています。	出産月及びその前後2か月（最長5か月）
疾病・障害	次のいずれかが必要になります。 ① 診断書（希望する保育の利用開始日を含む治療期間と家庭保育が困難であることの記載があるもの） ② 障害者手帳等の写し	小学校就学前までの期間 ※ 疾病の状況により異なる場合があります。
看護・介護	① 被看護者・被介護者の診断書又は障害者手帳等の写し ② スケジュール表	看護・介護が必要と認められる期間

就学	① 在学証明書（学校が発行したもの） ② スケジュール表	在学施設を卒業するまでの期間
求職活動		3か月 ※補助を継続する場合は、入所月を含む3か月以内に就労を開始する必要があります。

※ 「就労」「看護・介護」「就学」要件の最低基準は、週3日以上かつ週12時間以上です。

※ 児童が入所時点、父母のいずれかが育休中の場合、入所月中の復職ができないと【B】認可外保育事業利用者利用料補助金の補助を受けることはできません。復職された方は復職証明書を市にご提出いただくと、復職月から補助を受けることができます。

5. 配付場所 及び 提出先

〒206-8601

稲城市子ども福祉部子育て支援課保育・幼稚園入所認定係

※ 郵送で提出する場合は、特定記録や簡易書留など記録が残る形をおすすめします。

6. 提出期限

入所月の前月20日（市役所閉庁日・休日閉庁日の場合はその前の閉庁日）まで

※ 施設を通じて提出する場合は、施設の指示に従って提出してください。

※ 書類不備等の場合、不受理ですので返却いたします。

7. 支払い方法

【A】保育料の無償化（国制度）

利用者（＝保護者）は、本来の保育料から補助金分を差し引いた額を、施設に対して支払います。最新の保育料等については、施設にお問い合わせください。

【B】認可外保育事業利用者利用料補助金（※申請後の請求手続きは不要です）

下表の時期に、交付申請書に記載の振込先に直接お支払いします。

補助対象月	支払月（予定）
1回目（令和8年4月～6月）	令和8年8月末頃
2回目（令和8年7月～9月）	令和8年11月末頃
3回目（令和8年10月～12月）	令和9年2月末頃
4回目（令和9年1月～3月）	令和9年5月末頃

※決定通知等の送付は行いません。支給額は、通帳記入等によりご確認ください。

【お問合せ】

稲城市子ども福祉部子育て支援課保育・幼稚園入所認定係
電話：042-378-2111（内線233・234）

または、各利用施設